

記者発表資料  
平成18年3月16日  
衛生局保健部 保健政策課長  
鈴木紀之 TEL045-671-2436

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

## 石綿健康被害者の認定・給付の申請受付を各区福祉保健センターで行います

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済給付制度に係る認定・給付の申請受付が、3月20日から、独立行政法人環境再生保全機構と環境省地方環境事務所で始まります。市民の利便性等を考慮し、横浜市でも同日から、各区の福祉保健センターで、当該申請の受付を行います。

### 1 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済給付制度の概要

- (1) 目的：石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対して、医療費、療養手当等を給付し、被害の救済を図ります。
- (2) 対象者：労災対象外の健康被害者とその遺族
- (3) 対象疾病：①石綿を原因とする中皮腫、②石綿を原因とする気管支又は肺の悪性新生物
- (4) 給付の種類：医療費、療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金、特別葬祭料、救済給付調整金
- (5) 対象疾病に該当する方は、申請をして、石綿健康被害者として認定されると、当該疾病にかかる医療費や療養手当の給付を受けることができます。  
石綿による対象疾病が原因で亡くなった方については、遺族の方が申請をして認定されると、特別遺族弔慰金等の給付を受けることができます。
- (6) 申請の際に必要な書類：
  - 認定申請時①認定申請書 ②住民票の写しなど ③指定疾病にかかっていることを証明できる医師の診断書など
  - ④療養手当請求書
  - 特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求時①特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求書 ②死亡診断書等確認同意書など
  - ③肺がんの場合アスベストが原因であることを証明する資料
  - ④請求者と指定疾病で亡くなられた方の身分関係を証明する戸籍謄本 等
- (7) 認定と給付は、環境再生保全機構が行います。

### 2 福祉保健センターでの対応

申請受付業務について、保健所等で行ってほしい旨の依頼が、環境省からあり、横浜市では次のとおり対応します。

- (1) 3月20日から、各区の福祉保健センター福祉保健課で、申請書の配布と申請受付を行います。
- (2) 福祉保健センターでは、申請書等を受け付け、環境再生保全機構に送付します。
- (3) 福祉保健センターで受け付けた日が、環境再生保全機構に提出した日とみなされます。
- (4) 福祉保健センターでは、申請書類等の内容審査は行いません。審査は、環境再生保全機構で行います。
- (5) 申請書等提出後の問い合わせ先は環境再生保全機構となります。また、書類の不備等に関する連絡も、環境再生保全機構から申請者に直接行われます。
- (6) 「石綿（アスベスト）健康被害救済制度」に関するホームページを3月17日に開設します。

URL：<http://www.city.yokohama.jp/me/eisei/asbestos-shinsei/index.html>

※なお、石綿による健康被害でも、労働者災害補償保険法（労災保険法）の給付や労災補償を受けずに亡くなった労働者の遺族に対する救済措置については、福祉保健センターで申請受付を行います。労働基準監督署に相談の上、申請手続を行っていただく必要があります。

独立行政法人 環境再生保全機構  
本部の所在地：神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー9階  
問合せ電話：フリーダイヤル 0120-389-931  
URL：<http://www.erca.go.jp>（申請書等の書式はダウンロードできます）  
\*環境再生保全機構では、郵送でも受け付けます。

（裏面あり）

(参考)

○独立行政法人 環境再生保全機構の概要

1 設立年月日及び根拠法等

設立年月日：平成16年4月1日

根拠法：独立行政法人環境再生保全機構法

公害健康被害補償予防協会(昭和49年6月、公害健康被害補償法に基づき設立)と環境事業団(昭和40年10月、公害防止法に基づき設立)の事業、組織の見直しで設立された。

2 目的

公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理等の業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境保全を図ること。

3 所在地

本部：神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー8、9階

支部：大阪市北区曽根崎新地1-1-49 梅田滋賀ビル4階

4 主務省

環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省